

諸懸案事項の整理について(その2)

(9月25日再掲)

本部は、9月18日、説明を受けました。以下、報告します。

諸懸案事項の整理について(その2)

1. 家族手当の改正

扶養親族の範囲について、子の対象年齢を22歳未満の子(内縁の子を含む。)まで引き上げる。

※22歳未満とは22歳に達する日の属する年度末までをいう。

2. シニア社員(嘱託社員を含む。)の寒冷地手当の改正

支給額を以下のとおり改正する。

級地	世帯態様		
	世帯主	準世帯主	その他
北海道1級地	25,800	15,500	10,300
北海道2級地	23,000	13,800	9,200
北海道3級地	21,700	13,000	8,700
本州1級地	17,300	10,400	6,900
本州2級地	16,600	10,000	6,700
本州3級地	12,000	7,200	4,800
本州4級地	7,900	4,700	3,200
本州5級地	5,600	3,400	2,200
本州6級地	3,300	2,000	1,300

3. インフルエンザ予防接種にかかる費用の補助について

社員等の配偶者（ジェイアールグループ健康保険組合の被扶養者に限る。）がインフルエンザ予防接種を受けた場合に、その費用の一部（4,000円を上限とした実費額）を会社が補助する。

4. 実施時期等

第1項、第2項については、2019年4月1日から適用する。

第3項については、2019年度の補助から支給する。

追記（9月25日）

第1項、家族手当の改正についてですが、システムの関係上、支払時期が2020年1月分給与からとなりそうです。

2020年1月から支給開始となった場合、2019年4月分～12月分は、2020年1月分給与にまとめて振り込まれます。

以上
